

審査基準及び標準処理期間整理個表

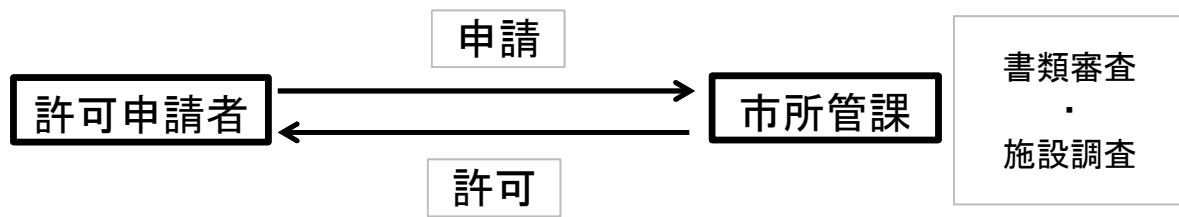
番号 224

処 分 名	動物の飼養又は収容の許可	
処 分 の 概 要	動物の飼養又は収容を許可する。	
根 拠 法 令 名	化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)	
条 項	第9条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	化製場等の構造設備の基準等に関する条例第7条に適合するもの。 【根拠法令等】 ○化製場等に関する法律 第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 ○化製場等の構造設備の基準等に関する条例 (動物の飼養又は収容のための施設の構造設備の基準) 第7条 法第9条第2項の規定により、牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設(以下「畜舎」という。)の構造設備の基準を次のように定める。 (1) 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾(こう)配及び排水溝が設けられていること。 (2) 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さのところまで、清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、清掃に支障を来さない構造を有すること。 (3) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さを有すること。 (4) 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾(こう)配及び排水溝が設けられていること。 (5) 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 (6) 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。 (7) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。 (8) 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 (9) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当なおおいが設けられていること。 (10) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。 ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾(こう)配及び排水溝が設けられていること。 イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備又は臭気を処理することができる設備が設けられていること。 ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 エ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 2 法第9条第2項の規定により、鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設(以下「家禽(きん)舎」という。)の構造設備の基準を次のように定める。
- (1) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さを有すること。
 - (2) 鶏の家禽(きん)舎の床は、砂浴び場の部分を除き、清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。
 - (3) あひるの家禽(きん)舎の床は、不浸透性材料(バタリー式の家禽(きん)舎にあつては、不浸透性材料又は板)で作られ、これに適当な勾(こう)配及び排水溝が設けられていること。
 - (4) あひるの家禽(きん)舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
 - (5) 汚物処理設備として、鶏の家禽(きん)舎にあつては汚物だめを、あひるの家禽(きん)舎にあつては汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。
 - (6) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。
 - (7) 家禽(きん)舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
 - (8) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当なおおいが設けられていること。
 - (9) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる家禽(きん)舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、前項第10号アからエまでに規定する要件を備える飼料取扱室を有すること。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。